

《注意！！》

令和5(2023)年度医学研究科学生便覧の訂正について

令和5(2023)年度年度学生便覧に以下の通り訂正がありますので、お知らせします。令和5(2023)年度入学生は注意してください。

1 【医学研究科規程の改正について】

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 琉球大学大学院医学研究科規程 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第29条第4項の規定に基づき、琉球大学大学院学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、琉球大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。 第1条の2～ 第7条の2 (略) (研究課題) 第8条 (略) 2 前項において、主指導教員は、研究指導の計画を学生に <u>あらかじめ</u> 明示するものとする。 第9条～ 第15条 (略) 附 則(令和5年5月10日) この規程は、令和5年5月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 | 琉球大学大学院医学研究科規程 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第29条第4項の規定に基づき、琉球大学大学院学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、琉球大学大学院医学研究科(以下「研究科」という。)の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。 第1条の2～ 第7条の2 (略) (研究課題) 第8条 (略) 2 前項において、主指導教員は学生と協議の上、研究指導の計画を学生に明示するものとする。 第9条～ 第15条 (略) |